

独身35歳
年収700万円 の場合

10年間の税制メリット

4,379,000円(最大)

10年間の税金

7,269,000円

税制メリット
活用後の税金

2,890,000円

2つの質問に答えてより正確に診断 >

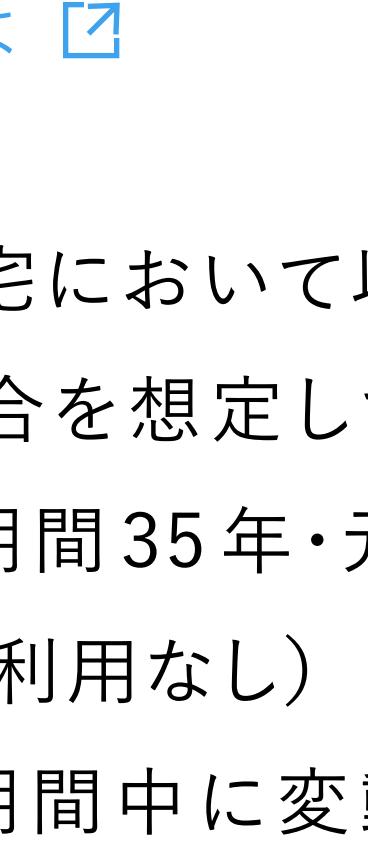
プラン実行・ご相談 >

< 入力内容の変更

1年間の税制メリット(令和1年)

合計437,000円/年

生命保険料控除の
税制メリット



あと

31,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

活用状況を詳しくみる >

生命保険料控除とは □

※最大控除額120,000円を想定しています。
※源泉徴収票の解析では生命保険料控除の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

83,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

掛け金上限表を見る >

iDeCoとは □

※掛け金の上限は年間276,000円を想定しています。
※既に小規模企業共済等掛け金控除の適用を受けている方は、60歳を超えて源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDeCoの拠出期間は60歳までです。
源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛け金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

377,000円(最大)

住宅ローン控除とは □

※住宅借入金等特別控除対象住宅において以下の条件で住宅ローンを利用した場合を想定しています。(借入金額5,500万円・返済期間35年・元利均等返済・半年ごとの増加加算返済利用なし)

※借入利率が0.5%からご返済期間中に変動しない場合を想定しています。

あと

377,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

掛け金上限表を見る >

iDeCoとは □

※掛け金の上限は年間276,000円を想定しています。
※既に小規模企業共済等掛け金控除の適用を受けている方は、60歳を超えて源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDeCoの拠出期間は60歳までです。
源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛け金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

377,000円(最大)

住宅ローン控除とは □

※住宅借入金等特別控除対象住宅において以下の条件で住宅ローンを利用した場合を想定しています。(借入金額5,500万円・返済期間35年・元利均等返済・半年ごとの増加加算返済利用なし)

※借入利率が0.5%からご返済期間中に変動しない場合を想定しています。

あと

377,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

掛け金上限表を見る >

iDeCoとは □

※掛け金の上限は年間276,000円を想定しています。
※既に小規模企業共済等掛け金控除の適用を受けている方は、60歳を超えて源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDeCoの拠出期間は60歳までです。
源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛け金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

377,000円(最大)

住宅ローン控除とは □

※住宅借入金等特別控除対象住宅において以下の条件で住宅ローンを利用した場合を想定しています。(借入金額5,500万円・返済期間35年・元利均等返済・半年ごとの増加加算返済利用なし)

※借入利率が0.5%からご返済期間中に変動しない場合を想定しています。

あと

377,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

掛け金上限表を見る >

iDeCoとは □

※掛け金の上限は年間276,000円を想定しています。
※既に小規模企業共済等掛け金控除の適用を受けている方は、60歳を超えて源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDeCoの拠出期間は60歳までです。
源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛け金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

377,000円(最大)

住宅ローン控除とは □

※住宅借入金等特別控除対象住宅において以下の条件で住宅ローンを利用した場合を想定しています。(借入金額5,500万円・返済期間35年・元利均等返済・半年ごとの増加加算返済利用なし)

※借入利率が0.5%からご返済期間中に変動しない場合を想定しています。

あと

377,000円(最大)

あなたの未活用状況:100%

掛け金上限表を見る >

iDeCoとは □

※掛け金の上限は年間276,000円を想定しています。
※既に小規模企業共済等掛け金控除の適用を受けている方は、60歳を超えて源泉徴収票記載の控除を受ける計算しています。

※iDeCoの拠出期間は60歳までです。
源泉徴収票の解析では小規模企業共済掛け金制度の税制メリットを0円受けています。所得控除を追加した場合、税率変動等の影響で、すでに受けている税制メリット額が変動する可能性があります。

あと

377,000円(最大)

住宅ローン控除とは □